

[事案 2021-298] 年金額割増支払請求

・令和 4 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

説明資料に記載されたとおりの年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 11 月に契約した積立利率変動型終身保険について、以下等の理由により、説明資料に記載されたとおり、最低基本年金額 30 万円の年金支払いを保証してほしい。

- (1) 掛け捨ての保険ではなく、生存していれば保険金が返金される養老保険を希望し、それを募集人に伝えて保険の提案を受けたが、募集人から「養老自体は含まれているものだから、大丈夫」と言われたため、本契約を申し込んだ。
- (2) 契約後不安になり、平成 20 年 11 月に代理店を訪問して、説明資料にもとづき契約内容の説明を受けたが、同資料には、「年金支払移行特約の詳細」の説明内容として、「最低基本年金額」が「30 万円」と記載されている。
- (3) 令和 3 年 11 月に保険会社に電話で確認したところ、規約が変更され、現在は「最低基本年金額」が「10 万円」とであると説明された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、年金支払移行特約を付加した場合、10 年保障期間付終身年金として最低年額 30 万円の年金支払を保証していない。
- (2) 説明資料に記載されている「最低基本年金額」は、申立人が受け取ることができる最低の年金額ではなく、年金移行時に既払込保険料の合計額等にもとづき算出された基本年金額が満たす必要がある基準のことを指しており、30 万円から 10 万円に変更したことは契約者に不利な変更ではない。
- (3) 代理店や当社社員が、申立人に対し、年金支払移行特約を締結した場合に最低年額 30 万円の年金支払が保証されていると説明した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時等の事情を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。